

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成29年  
1月17日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
保安林指定施業要件の変更(森林整備課)……………
- 二 道路の区域の変更(道路整備課)……………
- 教委公告  
契約の締結……………



### 山口県告示第九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十九年一月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 下関市豊田町大字殿居字大浴一七五の一、字藤三郎黒岩一九六の四、字大浴藤三郎
  - 二〇二の一、二〇二の四、字大滝二〇八の一、字小滝二〇九の一、字をじりき二
  - 三、字西山二一五の一、二一五の三、字鷹羽焼尾二二五の四、字奥山二一五の五、二
  - 一五の一から二一五の一四まで、一四三八の一、字滝二二九、字馬の神城二三〇の
  - 一、二三〇の二、字樽ヶ谷鍋倉三三三の一、二三三の五、二三三の七、字鍋倉滝の上
  - 三三三の一、三三三の三、字滝の上三二四、三二五、三二六の一から三一六の四ま
  - で、三一七、三一八の一、三一八の四、一三六六から一三七〇まで、一三七二、一三

七四、一三七五、一三七七、一三七八、字鷹ヶ巣三二一の一、字樽ヶ谷八九七、八九

八、八九九の一、九〇〇から九〇二まで

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 宇部市大字船木字河内一四の二、一一四の二九、二〇一四の一、字中河内三九
- 二の一、三九二の四、三九二の一〇、字吉ヶ谷七七七の二、二〇七七六、字迫山二〇
- 一四七の一、二〇一四七の二、大字吉見字六郎ヶ谷一〇三七の二(次の図に示す部分
- に限る。)、字水木ヶ浴一〇三七の三、大字小野字下山三九五の二五、大字奥万倉
- 字杉那ヶ原二〇〇七の一

- 山口市阿東生雲中字三戸呂谷四九六の七、四九六の九、字開原四九八、五〇一、五
- 〇七、字北郷五一二、五一三、字滝ヶ浴五一二の二、五一二の三、五一二の五、五一
- 二の七、五一二の八、五一二の一〇、五一二の一、字下地五二四、五二五、五二八
- 美祿市豊田前町麻生上字東山七八の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祿市豊田前町麻生上字東山七八の二(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年一月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道  
路線名 四三五号  
道路の区域

| 区 間         |             | 旧新別         | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延<br>(メートル)長 | 備 考 |
|-------------|-------------|-------------|-----------------|--------------|-----|
| 新           | 旧           | 最狭<br>一一・〇〇 | 最狭<br>一一・〇〇     | 一八・一         |     |
| 最狭<br>一一・〇〇 | 最狭<br>一一・〇〇 |             |                 |              |     |

美称市伊佐町伊佐字坪ノ内五〇七七の地先から  
同市伊佐町伊佐 同字五〇七七の九地先まで



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十九年一月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

教育庁教育政策課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

県立学校コンピュータ教室用機器及び県立学校ネットワーク用端末機器に係るソフトウェアライセンス更新業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十八年十二月二日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社大塚商会 東京都千代田区飯田橋二丁目一八番四号

六 落札金額

八百四十四万千八百二十円

七 入札公告日

平成二十八年十月二十一日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣 政

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格